

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

○厚生労働省告示第二百二十二号
厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和五年七月一日から適用する。

	改 正 後	改 正 前
第三 先進医療を適切に実施できる体制を整 えているものとして厚生労働大臣に個別に 認められた病院又は診療所において実施す る先進医療	一〇七十一 (略)	第三 先進医療を適切に実施できる体制を整 えているものとして厚生労働大臣に個別に 認められた病院又は診療所において実施す る先進医療
第三 先進医療を適切に実施できる体制を整 えているものとして厚生労働大臣に個別に 認められた病院又は診療所において実施す る先進医療	一〇七十一 生体肝移植術 切除が不可能な転 移性肝がん(大腸がんから転移したもの であつて、大腸切除後の患者に係るもの に限る。)	一〇七十一 (新設) （略）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第五十条第一項第四号、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号）第四条第一項第一号イ(3)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号）第十二条第一項第五号及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号）第十三条第一項第二号イ(3)の規定に基づき、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号）の一部を次の表のように改正する。

一 改 正 後

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第五十条第一項第四号に規定する指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

一 改 正 前

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第五十条第一項第四号に規定する指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

(2) 次の(一)及び(二)に掲げる要件に該当する者であつて、(二)に定めるサービス管理責任者実践研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以後の五年度ごとの各年度の末日までに、サービス管理責任者更新研修(指定障害福祉サービス(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。)等の質の確保に関する

告者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号。以下「障害者支援施設基準」という。）第十一一条第一項第二号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（以下「サービス管理責任者」と総称する。）サービス管理責任者は、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助の提供に係る管理を行う次の(1)及び(2)に定める要件を満たす者とする。

く指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第二百七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第四条第一項第一号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第二百七十四号。以下「障害福祉サービス基準」という。）第十二条第一項第五号に規定する障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準

的としてサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準)(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第四十九条第一項に規定する知識及び技術の維持及び向上を目指すするとしてサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準)(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第四十九条第一項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。(以下同じ。)、管理者(法第三十六条第一項に規定するサービス事業所等と総称する)の管理者又は児童福祉法第二十二条の五の十五第一項に規定する障害児通所支援事業所若しくは児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等の管理者をいう。以下同じ。)若しくは相談支援専門員(障害児者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定期間に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十七号)第三条第二項)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定期間に関するための法律に基づく指定期間に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十八号)第三条第一項又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十九号)第三条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。)として現に従事している(二)及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十九号)に定める実践研修修了者又はサービス管理責任者更新研修受講開始日前五年以内においてこれらの業務に通算して二年以上従事していた(二)に定める実践研修修了者又はサービス修修了者(サービス管理責任者)、児童発達支援管理責任者、管理者又は相談支援専門員として現に従事している(二)に定める実践研修修了者を除く)に対し定める実践研修修了者又はサービス修修了者(サービス管理責任者)、児童発達支援管理責任者、管理者又は相談支援専門員として現に従事している(二)に定める内容以上のものをいう。以下

(指定障害福祉サービス基準、指定障害者支援施設基準及び障害福祉サービス基準の規定による指定障害福祉サービス基準)。以下同じ。)若しくは相談支援専門員(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に係る相談支援専門員をいう。以下同じ。)として現に従事している(二)に定める実践研修修了者又はサービス管理責任者に関する基準。(平成二十四年厚生労働省令第二十八号)第三条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。)として現に従事している(二)に定める実践研修修了者又はサービス管理責任者又は相談支援専門員として現に従事しているこれらの業務に通算して二年以上従事していた(二)に定める実践研修修了者(サービス管理責任者、管理者又は相談支援専門員として現に従事している(二)に定める実践研修修了者を除く。)に対して行われる研修であつて、別表第四に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものであること。(ただし、(二)に定めるサービス管理責任者実践研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、次の(一)及び(二)に掲げる要件に該当する者であつて、更新研修修了者とみなす。

(二) (一)

(二) 次のa、b又はcのいずれかの要件を満たしている者であつて、サービス管理責任者実践研修指定期間中の研修修了者として登録する。
a 基礎研修修了者となつた日以後、書類の交付を受けたもの（以下「実践研修修了者」という。）であること。

(二) (一)
次々

(二) 次のa又はbのいずれかの要件を満たしている者であつて、サービス管理責任者実践研修（指定障害福祉サービス等の質の確保に関する実践的な知識及び技術を習得させることを目的として行われる研修）であつて、別表第三に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの（以下「実践研修修了者」という）。であること。

a 基礎研修修了者となつた日以

b サービス管理責任者基礎研修受講開始日において実務経験者であ

六十二条の四、第一百七十二条、第

百七十二条の四、第二百八十四条、
第二百九十七条、第二百二条、第二
百六条、第二百六条の十二、第二
百六条の二十、第二百十三条、第二
百十三条の十一、第二百十三条
の二十二及び第二百二十三条にお
いて準用する場合を含む。以下同
じ)、指定障害者支援施設基準第
二十三条规定から第四項まで、障害福
祉サービス基準第十七条第二項から第四
项まで及び障害者支援施設基準第十八条
の二項から第二百二十三条规定
の二十二及び第二百二十三条にお
いて準用する場合を含む。以下同
じ)、指定障害者支援施設基準第
二十三条规定から第四項まで、
障害福祉サービス基準第十七条第
二项から第四項まで(障害福祉
サービス基準第五十条、第五十五
条、第六十一条、第七十条、第八
十五条及び第八十八条において準
用する場合を含む。以下同じ)若
しくは障害者支援施設基準第十八
条第二项から第四項まで又は児童
福祉法に基づく指定通所支援の事
業等の人員、設備及び運営に関す
る基準(平成二十四年厚生労働省
令第十五号)第二十七条第二項か
ら第四項まで(同令第五十四条の
五、第五十四条の九、第六十四条、
第七十一条、第七十二条の二、第
七十二条の六、第七十二条の十四
及び第七十九条において準用する
場合を含む)若しくは児童福祉法
に基づく指定障害児入所施設等の
人員、設備及び運営に関する基準
(平成二十四年厚生労働省令第十
六号)第二十二条第二項から第四
项まで(同令第五十七条において
準用する場合を含む)に規定する
業務に従事したものであること。

口二 (略)

c | (略)

本サービス管理責任者(サービス管理責
任者のうち一人以上が常勤でなければな
らない場合にあつては、常勤のサービス
管理責任者が配置されている指定障害
福祉サービス事業所等においては、指定障害
福祉サービス基準第五十八条第二項から

b | 口二 (略)
c | (略)

本サービス管理責任者(サービス管理責
任者のうち一人以上が常勤でなければな
らない場合にあつては、常勤のサービス
管理責任者が配置されている指定障害
福祉サービスを行なう指定障害者支援施設
福祉サービスを行なう指定障害者支援施設

第四項まで、指定障害者支援施設基準第
二十三条规定から第四項まで、障害福
祉サービス基準第十七条第二項から第四
项まで及び障害者支援施設基準第十八条
の二项から第二百二十三条规定
の二十二及び第二百二十三条にお
いて準用する場合を含む)、当該サ
ービス管理責任者に加えて当該基
礎研修了者を置くことにより当該障害
福祉サービス事業所等に置くべきサービ
ス管理責任者の数に達することとみなす
ことにより、指定障害福祉サービス基準
第五十条第一項第四号、第七十八条第一
项第三号、第一百五十六条第一項第三号、
第一百六十六条第一項第三号、第一百七十五
条第一項第三号、第一百七十六条第一項第
二号、第一百八十六条第一項第二号(指定
障害福祉サービス基準第百九十九条にお
いて準用する場合を含む)、第二百六条
の三第二項、第二百六条の十四第一項第
二号、第二百八十六条第一項第三号、第二百
十三条规定の四第一項第三号、第二百十三条规定
の十四第一項第二号、第二百十五条第二
项及び第二百二十条第二項第六号、指定
障害者支援施設基準第四条第一項第一号
イ(3)、同項第二号イ(2)、同項第三号イ(2)
同項第四号イ(3)及び同号ロ(2)、同項第五
号イ(2)並びに同項第六号イ(2)並びに第五
条第二項、障害福祉サービス基準第十二
条第一項第五号及び第九十条第二項並び
に障害者支援施設基準第十二条第一項第
二号イ(3)、第十二条第二項及び附則第
四条第二項に規定する基準を満たしてい
るものとみなすことができる。

等(法第三十四条第一項に規定する指定
障害者支援施設等をいう)(以下「指定
障害福祉サービス事業所等」と総称す
る)においては、指定障害福祉サービス
基準第五十八条第二項から第四項まで、
指定障害者支援施設基準第十八条第二
项から第四項まで、障害福祉サービス基
準第十七条第二項から第四項まで及び障
害者支援施設基準第十九条第二項から第
二项まで(障害福祉サービス基準第十一
条第一項第二号、第二百五十五条第二
项及び第二百二十条第二項第六号、指定
障害者支援施設基準第四条第一項第一号
イ(3)、同項第二号イ(2)、同項第三号イ(2)
同項第四号イ(3)及び同号ロ(2)、同項第五
号イ(2)並びに同項第六号イ(2)並びに第五
条第二項、障害福祉サービス基準第十二
条第一項第五号及び第九十条第二項並び
に障害者支援施設基準第十二条第一項第
二号イ(3)、第十二条第二項及び附則第
四条第二項に規定する基準を満たしてい
るものとみなすことができる。

○厚生労働省告示第二百二十四号
平成十年厚生省告示第百四十号
タードの主たる事務所の所在地を
第三項及び美容師法（昭和三十二年
第三項の規定に基づき告示し、令

たしているものとみなす。
ト
(略)
一・三
(略)

（略）
ト
一・三
（略）

変更前の所在地
変更後の所在地 東京都渋谷区笹塚二丁目一番六号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第一条第五項第五号の規定に基づき、同号の業種を次の表のとおり指定する。

経済産業大臣 西村 康稔

番号	業種	指定期間
二十五	工芸農作物農業（製造加工設備を有する茶作農業であつて荒茶及び仕上茶の製造を行つてゐるものに限る。）	令和五年七月一日から同年九月三十日まで
二十四	石炭鉱業（石炭選別業を含む）	
二十三	石材生産業	
二十二	花こう岩・同類似岩石採石業	
二十一	安山岩・同類似岩石採石業	
二十	大理石採石業	
十九	石英粗面岩・同類似岩石採石業	
十八	ぎょう灰岩採石業	
十七	九 大理石採石業	
十六	十 砂岩採石業	
十五	十一 粘板岩採石業	
十四	十二 砂・砂利・玉石採取業	
十三	十三 その他の採石業、砂・砂利・玉石採取業	
十二	十四 砂・砂利・玉石採取業	
十一	十五 耐火粘土鉱業	
十	十六 ドロマイト鉱業	
九	十七 長石鉱業	
八	十八 けい石鉱業	
七	十九 天然けい砂鉱業	
六	二十 ペントナイト鉱業	
五	二十一 けいそう土鉱業	
四	二十二 滑石鉱業	
三	二十三 他に分類されない鉱業	
二	二十四 土木工事業（造園工事業、しゅんせつ工事業及び舗装工事業を除く）	
一	二十五 造園工事業	